

[学術論文]

## 地域に開かれた公民館

——地区公民館での実践を通して——

Community center for the people, by the people

榊 原 剛

Tuyosi SAKAKIBARA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 6

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 6号  
2006年12月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
DECEMBER 2006

[学術論文]

## 地域に開かれた公民館

——地区公民館での実践を通して——

人間文化研究科・博士前期課程1年 榊原 剛

**要旨** 2005年4月より生涯学習の場として重要な役割を果たす公民館で仕事をしている。当初は戸惑いの連続であったが、2年目を迎え、地域住民との触れ合いや公民館活動に積極的に取り組む先達の実践から多くのエネルギーを吸収し、公民館主事として充実感を覚えながら生涯学習をファシリテートできるようになった。

一方、公民館制度は「行政改革」ともオーバーラップしながら、様々な問題を生み出し、日々の実践を通して公民館活動と運営のあり方や公民館主事としての係わり方などの課題が具体的に見えてきた。

本研究では、まず尾張旭市（以下、本市）の公民館の歴史を制度・政策的な視点から考察し、次に地域社会が大きく変化する中で公民館と公民館主事が果たすべき役割を見直した。そして、その役割を公民館での実践内容とリンクして分析・検証することにより、「地域に開かれた公民館」<sup>1</sup>のあるべき姿を指標化した。

**キーワード**：公民館の歴史、地域社会の変化、公民館の事業、公民館主事の役割

### 1 はじめに

学校教育辞典は公民館を「住民の学習と創造的な活動の場を提供する総合的教育施設である。」と定義している。また、その目的については、社会教育法第20条が「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と記している。

公民館が制度として誕生したのは、第二次世界大戦後の教育改革の中であり、それから、約60年の歳月が経過した。当時はアメリカの占領化初期であり、公民館は占領政策の落とし子と見られていたが、決してそうではなかった。当時の公民館の構想は、戦前からの日本の地域組織を基盤とした地域教育活動の体質を継承しており、日本の歴史と土壌の中で生まれた日本型の社会教育施設であると言われる<sup>2</sup>。

現在の公民館を巡る状況は厳しいものがある。公的セクターの見直しや、地方財政の窮迫化、職員の削減や委託などの問題があり、1999年には政府の規制緩和策による社会教育法制の改正（地方分権関連一括法）も行われた。また、公民館制度の基本とも言える公民館運営審議会・必置制の改正や「公民館の設置及び運営に関する基準」（文部省告示）における職員配置「専任」規定が削除された。このようなことから、公民館の将来は否定的に考えられていた。

しかし、ここ10数年は、公民館での実践や地域住民による活動が多様化し、活力のある取り組みが見られるようになった。1998年に成立したNPO法（特定非営利活動促進法）は、市民団体に活動の法的な根拠を与え、今後の公民館活動の新たな可能性を示唆しており、様々な地域住民の活動が胎動してきている。

本論文では、法改正や条件整備の厳しさだけに注目するのではなく、60年余の歳月を重ね、全国的な規模で普及した公民館の広がりや、公民館に集う多くの地域住民の活動やそのエネルギーに着目し、地域住民活動の実践的な取り組みに注目しながら公民館の未来をポジティブに展望した。研究対象は本市の公民館を主としており、その実践をベースに公民館活動のあり方と公民館主事の係わり方を分析・検証した。なお、実践内容は今後の公民館活動の指標になりうると考える。

## 2 尾張旭市の公民館の歴史

公民館は1946年の文部省次官通牒の「公民館の設置運営について」によって社会教育施設として誕生し、全国に普及していった。公民館の創成期においては、国や省庁の協力と共に青年層や婦人層など、地域住民の声と活動が大きな役割を果たした。

当時の旭村（現尾張旭市）には公民館が存在していなかったが、やはり青年層や婦人層が中心となり、成人教育や勤労者教育、家庭教育を積極的に行っていた。

1949年に社会教育法が成立し、その翌年の「公民館の設置及び運営に関する基準」や1971年（昭和46年）の社会教育審議会の「四六答申」<sup>3</sup>によって、全国で公民館の施設や職員配置が充実していった。

旭町（現尾張旭市）では、1950年に社会教育委員条例が制定された。また同年、社会教育委員会の設立や公民館設置及び管理に関する条例の制定などを議決し、社会教育の動きは活発化した。1953年には青年学級振興法の制定に伴い青年学級が開催されることになり、1956年には婦人学級も開催された。

1961年に開設した婦人学級の主題は、「青少年教育、純潔教育、社会道徳、生活改善、職業研究」であり、民謡や舞踏に楽しみ、明るい家庭生活や婦人医学、婦人の身だしなみ、調理などについて学習していた<sup>4</sup>。その翌年には社会学級が開設され、家庭教育研究協議会についての話し合いや、夏の健康を守る衛生講座、家庭経済講座、栄養・料理講座、文化講座などで研修が深め

られた。また、1964年には家庭教育学校が開催され、料理講習や民謡、文化講座など、活動に広がりを見せた。その翌年からは家庭教育研究協議会が始まり、その初年度は旭中学校で開催され、180名の参加者があった<sup>5</sup>。

これら創成期の社会教育活動は、1960年代半ばに地域住民が中心となり指導者養成講座や公民館活動、家庭教育研究協議会という形で強化された。

本市では、市民が気軽に利用できる学習や触れ合いの場として1箇所の中央公民館<sup>6</sup>と8箇所の地区公民館<sup>7</sup>（小学校区に1公民館<sup>8</sup>）が設置されている。

最も早く開場したのは旭町立公民館（中央公民館の前身）であり、1957年に町づくりの文化の殿堂として建設された。町制10周年の年であり、記念式典では当時の町議長谷口嶋三郎が「(略)・・・ここに社会教育施設として、近代的建築の粋を集めた公民館も町制10周年と相俟ってこの程完成し、学校教育と共に旭町教育行政の確立を見るに至ったのであります。・・・(略)」<sup>9</sup>という希望に満ちた祝辞を述べている。また、その年の10月14日から3日間、町役場が休庁<sup>10</sup>されたことから地域住民の公民館に対する期待の大きさが分かる。1965年には旭町立印場公民館（渋川公民館の前身）が建設された。その後、1970年代の後半から1980年代の後半にかけて7館が順次開場した。このことは本市が市制を施行し10年目の節目を迎えたことと、1979年に「尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例」が制定されたこと、さらには公民館や社会教育の充実に向けて地域住民の強い要望があったことなどによると考えられる。開場以来、中央公民館と地区公民館は月2回の「公民館等主事打ち合わせ会」を実施し、相互に密接な連携を図りながら地域住民のニーズに応えられるように努めている。

なお、中央公民館は1984年にリニューアルされ、1979年に完成した勤労青少年ホームに併設している。旭町立公民館の頃は、旭小学校と隣接しており、学校の行事やPTAの催しなどで頻繁に利用されていた<sup>11</sup>。また、1965年に設置された旭町立印場公民館は、渋川小学校の体育館と兼用で建てられた施設であり、体育の授業を始め作品展や映画鑑賞など各種の行事が行われた<sup>12</sup>。まさに、公民館が学校と共に地域文化の拠点施設の役割を果たしたのである。なお、渋川公民館は、1996年に現在の地に市内で最も新しい公民館として新設された。

このように本市においては、1970年代の後半以降極めて短期間のうちに地区公民館が各小学校区に普及し、地域住民が「集い・触れ合い・学習する場」としての社会教育施設が充実した。その後、人口が急増し公民館が不足したため、「ふれあい会館」が設置され<sup>13</sup>、旧集落の町内単位に設置されていた「集会所」<sup>14</sup>と共に、地域住民のニーズに応えることとなった。これら以外にも現在では文化会館や市民会館、勤労青少年ホーム、市民センター、福祉センターなど、公民館に類似した施設が存在し、多様な機能を果たしている。

### 3 地域社会の変化と公民館事業

公民館は社会教育法第20条に規定されているように、「一定区域内の住民のために」設置されている地域の社会教育施設である。このように「一定区域内」と規定している条文は珍しく、それだけ社会教育法が「公民館と地域との結び付き」を重視していたと考える。

公民館が地域を基盤とした施設として位置付けることができたのは、当時の地域社会が「自己完結性」を持っており、多くの住民がその地域で生まれ、その地域で育ち、そこで一生を終えるといった「移動性」の少なさがあったからである。こうした特徴は、公民館創成期の社会状況や産業構造に影響を受けていた。当時は閉鎖的な社会であり、公民館は地域社会の中心として存在し、住民が様々な形で交流するための拠点として位置付けられていた。そこでの住民同士の結び付きは、地縁を中心としたシンプルなものであった。

ところが、1960年代半ばから、情報技術の発達や交通網の整備等により人や物、情報の「移動性」が急激に向上し、人間は「多元的な関係」の中で生活するようになった。生活圏の広がりによって人間は様々な出会いを経験し、仕事や趣味、ボランティア活動などにおいて多様な関係を築くようになった。また、従来顔と顔を合わせての出会いよりも、携帯電話やインターネットなどのメディアを通しての結び付きが多くなってきている。こうした状況の中で、地域社会も開放的な社会へと変化した。

本市は名古屋市のベットタウンとしての役割を担っており、そこに開放的な地域へと変化する基盤があった。尾張旭市誌は「尾張旭市への転入は徐々に増加し1966年には14.3%にも達した。転出は5～7%の間を上下しており、大幅な変化は見られない。通勤のための流出口は1955年から急増し1965年には40.7%に達している。流入人口は18～20%の間を上下し、さほどの変化がない。」<sup>15</sup>と記しており、その後の人口増加から考えても農村から都市への移行が早かったと言える。

このように地縁によるシンプルな結び付きを基本としながらも、多元的な関係の中で地域住民が生活する時代を迎え、公民館の位置付けも当然のように変化した。すなわち、公民館はその活動の基盤となるべき地域から遊離し、地域も自らの住民活動やコミュニティの拠点として公民館を位置付ける関係が希薄となってきたのである。このような「公民館の全体的な『脱地域』化の現象」<sup>16</sup>が進行する中、公民館の果たすべき役割も見直さなくてはならなくなってきている。

「住民の生活様式が豊かになるにつれて、当然のことながら、公民館事業も様変わりしてきた。生活が豊かになるということは、結構なことだが、(略)住民もさることながら、公民館職員も、また豊かさに馴れて『志を失った』感がないでもない。(略)これに迎合して公民館の利用率の高さと、事業実績だけに目をうばわれて、その背後にある人間を見忘れている。貧しさの中からこそ、工夫が生まれることを知らない。今こそ社会の進歩のかげに、退歩しつつあるものを見定めることこそ、これからの公民館の課題ではないか。公民館は、本来人間相手の仕事であるから、

泥臭いものがつきまとしてこそ、そこに公民館本来の姿がある。公民館がスマートになりすぎては、住民は公民館の現象的な姿に目をうばわれて、かえって公民館の本質を見失うおそれがある。」<sup>17</sup>という朱膳寺春三の言葉の中に公民館の課題と公民館活動を見直す道しるべが記されているように思う。

公民館の事業は社会教育法で定められている<sup>18</sup>が、それ以外にも表1のように各種の仕事を行っている。すなわち、公民館は地域の重要な役割を担っており、住民の生活や地域に根ざした館内事業や館外事業など、様々な活動を実施しなければならないのである。

表1 職務内容の分類

業務区分	業務内容
公民館の運営と管理	公民館の運営、施設管理、専門的機能を有した施設の管理運営
公民館の事業	施設の提供、学級講座の企画から終了まで、文化・体育・レク関係、社教関係団体の育成援助、地域活動、公民館図書室、情報提供、相談事業、公民館報発行事業
公民館の庶務	予算事務、文書事務、管理事務、その他
職員の研修と会議	公民館関係の研修、公民館関係以外の研修、公民館主催の会議、公民館以外で主催する会議

出典：『月刊公民館』2005年4月号

そこで次に、本市における館内事業（会場の貸出や講座の開設、サークル活動の推進など）と館外事業（地域組織や活動の援助など）に視点を絞り、その具体的な実践について述べる。

#### 4 公民館の館内事業

公民館は生涯学習の拠点として住民の多様な学習意欲に応えるため、各種講座を開設し「公民館まつり」や「作品展」などの各種事業を実施している。また、公民館を活動場所とする団体やサークルを援助すると共に教養の向上や生活文化の発展などに寄与して、住民の生活にも大いに役立っている。

そこで、本市の公民館が行っている「会場の貸し出し」や「公民館講座と講師の選定」、「公民館とサークル活動」など、公民館の館内事業の実態を分析・検証し、そのあり方について考察する。

##### (1) 会場の貸し出し

会場の貸し出しは管理の一部として行われているが、公民館の重要な事業でもある。最近、窓口には団体やサークルの他に企業や政治団体からの問い合わせも多くなっているし、利用者が

有料の個人教室の開設を申請したり、営利団体がサークル名を名乗って利用しようとする例も見られる。

会場の貸し出しに当たっては、利用の目的を確認することと、公民館とはどのような施設であるかを理解しておくことが重要である。また、公民館が行ってはならない行為として社会教育法23条の規定を知っておくことも必要である。本市では表2のように社会教育法23条の制限を広義に解釈して対応した経緯もあり、住民にとっては利用しやすい状況になっている。

表2 「公民館利用者への対応」

<p>公民館利用者へのサービスについて</p> <p>公民館利用の申請は、従来は社会教育法や関係条例に基づき、営利、宗教、政治に関するものについて使用を制限していたが、今後においては広く利用させることを前提に内容により対応する。</p> <p>① 許可する事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宗教、政治関係の団体で、直接的な布教活動、政治活動を目的としない場合の使用。 (法話、各種学習会、講演会等)</li> <li>・ 葬儀等が隣接する集会所で営まれた場合の来客控室としての使用。</li> </ul> <p>② 許可しない事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塾的なもの、商品等を展示販売するなど、明らかに営利事業であるものの使用。</li> <li>・ 葬儀、仏神事など祭壇を使用する等、儀式に使用する時。</li> </ul> <p>(留意事項)</p> <p>同一団体から同日、同時間複数の部屋の申請要望があった場合、部屋が空いておれば制限しない。</p> <p style="text-align: right;">他</p>
---

出典：「地区公民館業務委託職員連絡会打ち合わせ事項」尾張旭市中央公民館 1991年9月19日

市町村によっては、企業や政治、宗教等の団体には一切貸し出さないところもある。しかし、社会教育法第23条で言う「もっぱら」とか、「特定」というような偏りがなければ、本市のように、公民館を広く開放しても良いと考える。

施設の整備が進むと管理に中心が置かれやすくなる。公民館は「住民の住民のための学びや集会の場」と言われる<sup>19</sup>が、公民館が「地域に開かれた施設」であることは明白である。また、貸し出しが難しい場合でも、公民館が使用できるような確にアドバイスしたり、他の施設を紹介したりするなどして誠意ある対応をすれば、貸し出し上のトラブルは起こらない。本市では、表3の「窓口業務等対応マニュアル」を作成し、公民館職員としての自覚と努力を促している。

表3 「窓口業務等対応マニュアル」

はじめに	
<p>公共施設においては、市民と直接にかかわる場であることから、市民が安心して「気軽に公共施設を利用していただくことができる」を基本理念として、市民と対応する職員は、どのような心構えをもって対応すれば市民の方々が満足する対応業務となるかを考え、基本的な窓口等の対応マニュアルとして、以下の内容について作成したので、以後このマニュアルに沿って市民本位の対応ができるよう、職員全員が一層の自覚と努力をもって業務に当たることとします。</p> <p>なお、対応業務の基本的な注意事項として、①態度、②言葉遣い、③服装、④電話の対応等を基本に、次の8項目を掲げましたので、他人のことと思わず各自で熟読、反すうし自分のものとしてください。</p>	
1 基本的な心構えと態度	2 窓口における基本的な心構えと態度
3 公民館来館者に対する対応方法	4 窓口における対応方法
5 利用当日の窓口の対応方法	6 地理不案内者への案内
7 服装	8 電話の対応
他	

出典：「窓口業務等対応マニュアル」尾張旭市中央公民館 1998年8月

上記のマニュアルは項目ごとに具体的に書かれ、内容によっては具体例まで示されている。「利用者が気持ちよく公民館が利用できるかどうかは窓口の対応次第で決まる」という本文中の表記からも、利用者本位の公民館運営の一端が分かる。

(2) 公民館講座の開設と講師の選定

公民館が主催する事業としては、公民館講座と集会活動がある。

本市の公民館講座には、長期講座、短期講座、子ども講座、地域ふれあい講座、親子ふれあい講座、成人大学講座、勤労青少年講座などがある。

長期講座は、学習意欲のある初心者が初歩から始めることを目的に開催している。1講座10回から15回程度連続する講座で、前期（5月～10月）と中期（8月～10月）、後期（11月～3月）に分かれている。2005年度は58講座に1000名余の参加者があった。募集定員に対する受講者の割合は、全体としては87%であるが、32講座で定員を超えた。なお、定員を超えた講座は抽選によって受講者を決めている。

短期講座は、料理や工芸など実用的な講座内容で、地区公民館を中心に1講座3回から6回程度の少ない回数で開催している。この講座では、サークル活動等で習得した知識や技能を地域へ還元するという趣旨で、受講者には以後の講座等でボランティアの講師として活躍してもらうこともある。2005年度は18講座に300名弱の参加者があった。募集定員に対する受講者の割合は、全体としては86%であるが、6講座で定員を超えた。



子ども講座は、学校週5日制の実施に伴い、2002年度から小・中学生の「受け皿作り」の一環として開催している。2005年度は囲碁、美術、造形、実験、菓子作り、クッキングの6講座に90名弱の参加者があった。募集定員に対する受講者の割合は72%であり、受け皿としての役割は十分に果たしている。

地域ふれあい講座は、地域住民を対象とした講座であり、1995年度から各地区公民館等で年に3回程度開催している。この講座は、各地区の公民館利用者協議会などの意見や要望を取り入れて実施しており、特色のある講座となっている。2005年度は27講座に500名弱の参加者があった。募集定員に対する受講者の割合は、全体で99%になり、高い数値を示している。

親子ふれあい講座は、1992年度から親子の触れ合いを図るため、土曜日に中央公民館で開催している。2005年度は8講座に200名程度の参加者があった。近年参加者が減少傾向にあり、移動に便利な地区公民館での開催等を検討している。

成人大学講座は、生涯学習を目的に社会人が一般教養や専門知識などを学習する機会を提供するために開催している。講師としては、大学教授などを迎えている。2005年度は9講座に300名余の参加者があった。

勤労青少年講座は、勤労者の交流を目的として公民館講座と合わせて開催している。本市の場合、勤労青少年ホームが中央公民館と併設されていることもあり、夜間に開催している。2005年度は10講座に200名強の参加者があり勤労者にとっては有効な講座となっている。

最近では、これらの講座以外にも健康や環境、福祉団体と連携した事業や子育て支援事業を積極的に行っている。とりわけ、平成16年8月に本市が健康都市を宣言してからは、市民の健康づくりについての取り組みが充実してきている。

公民館講座の対象者は初心者であり、講座終了後も学習の継続を希望する人のため、本市では、自主活動の方法を案内・指導し、自主活動サークルの育成に努めている。また、公民館講座で学んだ成果は自分自身に役立てるだけでなく、地域社会にも還元するように働きかけている。その際、他の団体との連携や生活上の課題を行政の枠を越えて取り組むことの大切さもレクチャーしている。

これらの講座を開設するためには、事業計画の立案と共に講師の選定が大切である。身近な講師を依頼することが多いが、学級がマンネリ化しやすく新鮮さに欠けるため、参加者が広らなくなる。講座の成功のポイントは、講座の目的や趣旨をしっかりと定め、その目的を達成するためにふさわしい講師を選ぶことである。そこで、講師を選ぶ時、生涯学習課の講師一覧表や他の公民館等からの紹介だけでなく、インターネット情報にも頼るようにしている。また、講座終了後には受講者にアンケートを実施し、その評価や反省を次の講座に生かすようにしている。

集会活動は、社会の変化や子ども会等の地域団体が減ったこともあり、その利用件数は一部

の公民館を除いて減少傾向にある。中には団体独自の場所を確保していたり、団体に自主独立の動きがあったりする場合もあるが、単に公民館から離れていく傾向もあり、団体との係わり方を再検討する必要がある。

公民館職員の数が減り、個々の職員の負担が増加する中、公民館活動のあり方や講師の選定、地域団体との係わり方など困難なことは多いが、「公民館利用者協議会」<sup>20</sup>等で十分に話し合い、「地域に開かれた公民館」の確立をめざしている。

### (3) サークル活動の推進

公民館活動の両輪として公民館講座とサークル（自主活動団体）活動がある。サークルには、公民館講座の受講修了後に学習の継続を希望する人達で作られたものと、それとは別に同好者が集まって組織されたものがある。本市においては、社会教育関係団体として両方のサークルを援助している。その結果、会員相互の触れ合いが広がり、サークル活動においても自主的な運営と活動が見られるようになった。

しかし、サークル活動は近年大きな転換期を迎えようとしている。サークルという意識が薄れて講師主導になり、稽古事や教室という私塾化の傾向が見られる。そこで、本市ではサークル代表者の研修会を開催すると共に、「公民館まつり」や「地区公民館等作品展示会」、「中央公民館グループ作品展」などを開催し、サークル活動の活性化と自主的な運営の推進を図っている。

「公民館まつり」は、多くの市民が公民館を理解し認識を深めると共に日頃の公民館活動から得た成果をさらに活かしていくことを目的として、毎年中央公民館と文化会館<sup>21</sup>を会場に2日間開催している。開催に当たっては、サークルや講座の会員などを主体とした自主運営を基本とし、日常活動の成果の発表を通じて参加者の励みとなり公民館活動の進展に寄与するような内容を盛り込んでいる。作品展と舞台発表合わせて約100の団体が自主活動の成果を発表している。その結果、地区公民館での活動発表の機運が高まり、「地区公民館等作品展示会」を毎年3日間開催することになった。年々盛り上がり、ミニコンサートや模擬店、バザーなどを実施する公民館も出てきた。2005年度は150余の参加団体があった。また、「中央公民館グループ作品展」も毎年10日間にわたって中央公民館等で実施している。まさに、公民館での自主活動が定着し、サークルと住民が一体となった広がりを見せている。

サークルは「輪」であり、個々が支え合って会を運営することが基本となる。社会教育法には社会教育関係団体の規定があり<sup>22</sup>、自主的・民主的な運営や教育的な目標、公益的・社会的な貢献などがサークルに求められている。本市においては、さらなる発展をめざして定期的に研修会を開催し、「公民館は学習やサークル活動を通して、住民自身が自治能力を高め社会参加や地域づくりに貢献する学びの場である」ということをレクチャーしている。

## 5 公民館主事と館外事業

公民館主事の仕事は、地域住民の活動を推進するために「学習を組織すること」である。「学習を組織する」ためには、地域住民のニーズの把握と地域住民とのコミュニケーション作りという公民館の館外事業が重要となる。

館外事業には、「①館内事業の館外化、②地域組織、地域活動への援助、③分館、分室あるいは地域集会施設とのネットワーク、④公民館主事の『地域（社会教育）主事』的な役割」の4つの柱があると言われる<sup>23</sup>。本館では、②と④の館外事業に重点を置いており、その実践について考察する。

### (1) 地域組織の援助

公民館主催の「ふれ合い講座」の他に、住民ニーズの高い講座を公民館利用者協議会主催の「地域ふれ合い講座」として開催している。2006年度は心身の健康をテーマに「いきいき講座」とネーミングし、「和の食事」や「フォークダンス」、「太極拳」、「花餅づくり」、「貝工芸」などの講座を実施した。多くの参加者があり、好評であった。

校区社会福祉協議会主催の「地域の福祉活動のあり方についての懇談会」では、その内容や進め方について事前にレクチャーした。懇談会にも参加し、ワークショップ形式の話し合いの進行役を務めた。地域における福祉活動の現状と今後の課題、さらには具体的な実践について活発な話し合いができた。

このように、地域組織に係わり多くの人と本音で話し合うことにより、地域住民との関係作りができる。また、この活動を進めるプロセスで地域に居住する専門家とのネットワークづくりもできる。そして、「地域組織の援助」活動を継続することにより、住民参加型の公民館運営が可能となり、地域課題を自分達で解決しようとする意識が地域住民の中に育ってくると考える。

### (2) 地域活動の援助

公民館と小学校が共同でテーマを設定し、「総合的な学習」の時間などを利用して活動の連携・連動を図っている。具体的には、「環境」をテーマに「花いっぱい運動」に取り組んでいる。自分達の花を公民館で育てることによって、地域を美しくしようという気持ちが育っており、子ども達の育てた花を見るために公民館を訪れる家族や地域住民が増えている。この活動を通して子ども達が環境作りの喜びを実感し、家族や地域住民との会話が広がった。

連合自治会の「防犯パトロール」や「地区懇談会」にも積極的に参加し、「住みよい町づくり」に係わるようにしている。パトロール時には表4の「さわやかさん探し」の活動を呼びかけた。すなわち、青少年の良さを見つけ、褒め讃える取り組みを行ったのである。このことにより、大人の側に青少年を見る新たな視点が備わり、青少年と係わるきっかけができた。その後の懇談会では、青少年をプラス指向で捉えた発言も多く見られ、地域の教育力の向上を実感

できた。

表4 「さわやかさん探し」

白鳳地域の皆さんへ

「さわやかさん探し」のお願い

このところ、毎日のように衝撃的な事件が続いており、この地域は大丈夫かと心配になります。

かつては、どの地域にも、親切でおせっかい焼きな「おじさん・おばさん」がいましたが、最近では人間関係が希薄になり、挨拶を交わすことも少なくなってきました。

そこで、この地域のスローガンでもあります「明るい町づくり」に向けて、次のことをお願いしたいと思います。

まずは、「おはよう」「こんにちは」「こんばんは」「お帰り」といった挨拶や、「何をしているの」「早く帰ろうね」といった声掛けをしてはいかががでしょうか。

時に、「今の若者は何を考えているか分からないので、声が掛けにくい」という話を聞きますが、若者は「もっと自分達の気持ちを大人に分かってもらいたいし、話がしたい」とも考えているのです。このギャップを埋めるためにも、この地域の皆さんがすべての若者に積極的に係わり合い・話し合っ、彼らの「道しるべ」になることが大切です。

次に、さわやかな活動をしている人やボランティア活動に取り組んでいる人を見つけて、意識的に認めるようにしてはいかががでしょうか。できれば、皆さんが見つけた「さわやかさん」を「公民館だより」で紹介して微笑ましい活動を讃えていきたいと思ひますし、また、このことが地域の活性化に役立てばと考えています。

「さわやかさん」の連絡は、「いつ、どこで、何をしていたか」という内容で、電話でもメモ書きでも結構ですので、公民館までお知らせください。なお、個人情報の関係がありますので、「さわやかさん」の名前までお知らせいただかなくても結構ですが、連絡者の名前はお知らせください。

地道な活動ですが、地域全体でさわやかな挨拶が交わされ、明るい声が聞かれるようになればと考えています。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

他

「お年寄りの敬愛事業」では、高齢者に「語り部」として地域の古い写真等の説明を小・中学生にしてもらった。高齢者も受身的な参加だけでなく、能動的な体験をしたことにより、充実感を味わい生き生きとしていた。また、小・中学生も高齢者の知識と経験、スキルの素晴らしさに感動し、見る目と姿勢に変化が見られた。

地域に子どもや高齢者がいるように、公民館にも子どもや高齢者がいて当然に思ふ。幸いなことに本公民館は児童館が併設されており、子どもと高齢者が触れ合う機会も多く、子どもと高齢者で交流する行事も設定しやすい。そこで、日頃から子どもと高齢者の元気な声が聞こえる公民館をめざすようにしている。

現代社会は価値観が多様化しており、個人の能力を發揮しながら成長していこうとする「生

活力」が必要である。そのためにも、上記の実践は状況の変化に対応したり、課題を解決したりする「生活力」を育むためにも重要であると考ええる。

### (3) 公民館主事の『地域主事』的な役割

市の健康課が高齢者の健康問題に取り組んだ後、その受講者を中心に高齢者の健康作りのための同好会を発足させた。健康課の「地域元気まる測定」（身体・血圧測定、問診、体力測定など）や、「らくらく貯筋教室」（健康チェック、ストレッチ、筋トレ、座談会など）を発展させ、健康についての意識の高揚と自らの健康作りを継続させるため、本館独自の「健康体操・らくらく同好会」をスタートさせた。当初は健康課や公民館のサポートを必要としていたが、現在では全会員が相談しながら自主的な運営をし、地域行事にも支援団体として参加できるようになった。

隔月で発行している公民館だよりを通して、公民館への関心を高め、理解を深めるようにしている。とりわけ、公民館利用者協議会が主催する「ふれあい講座」や、まちづくり事業に係わる情報は、参加者や関係者はもちろんのこと、直接係わりのない人にも学習課題や地域課題を知らせることになるため、できるだけ詳しく知らせるようにしている。また、郷土を知ることによって、「郷土愛」が育つという考えから、公民館だよりの中に「歴史サロン・白鳳」のコーナーを設け、地域の歴史や史跡などについて分かりやすく紹介している。

「公民館まつり」、「中央公民館グループ作品展」、「地区公民館等作品展示会」では、実行委員として行事の企画運営に積極的に参加し、地域住民とのつながりを深めている。

これらの取り組みは、公民館主事が地域の社会教育活動を積極的に担っていく一面と考える。すなわち、公民館主事が社会教育主事の役割を果たしているのである。公民館で「学習を組織する」ためには公民館主事の社会教育実践が必要であり、そのためには、多忙ではあるが常に館外事業をイメージしながら、地域住民に係わっていくことが重要であると考ええる。

## 6 おわりに

本論では、本市の公民館の歴史と地域社会が変化する中での公民館の役割について論じ、公民館の館内事業と館外事業を通して公民館のあり方と重要性を明らかにした。特に、館外事業で紹介した地域組織の支援や地域活動の援助、公民館主事の『地域主事』的な役割は、「地域に開かれた公民館」の基盤であると考ええる。

「行政改革」が進む中で、公民館のあり方が問われている。日々の生活の課題や環境、福祉、子育て支援等の今日的な課題は、行政が行っても公民館が行っても住民にとっては同じことである。近年、本市においても行政がいろいろな事業に取り組んでいるが、昭和46年の「四六答申」が示しているように、このような事業を行うことは公民館の本質的な役割であると考ええる。公民館主事は、これらの課題のプログラム化と共に、学級講座等を通して成果に結び付けるようにし

なければならない。表5は公民館に寄せられた利用者等からの意見と要望の一部である<sup>24</sup>。

表5 公民館事業への意見と要望

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種事業だけではなく、その情報の有効な活用法を構築してほしい。また、地域全体で地域課題をまとめる窓口が必要に思う。</li> <li>・ 公民館事業がマンネリ化しつつあるので、もう一工夫してほしい。</li> <li>・ 公民館は住民に一番近い立場だと思うので、住民サイドに立って行事を進めてほしい。</li> <li>・ 健康づくりや地域づくりの講座・行事を開催してほしい。</li> <li>・ 青少年の気持ちが理解できるような講座を設けてほしい。</li> <li>・ 防災関係の講座を設け、地域ぐるみで災害に備える体制や意識を高めてほしい。</li> <li>・ 住民一人一人の顔が見えるような地域交流を図りたい。公民館にはそのサポートをしてもらいたい。</li> <li>・ 今後も社会教育団体に目を向け、的確な指導をしてほしい。</li> <li>・ 地区に向向いて住民に指導をしてほしい。</li> <li>・ 子供や親子で参加できる行事を増やしてほしい。</li> </ul>	他
---	---

これら利用者の意見と要望を提言と捉え、また他館の実践例を参考にしながら自館の活動の将来を展望しなければならない。さらに、公民館活動の研修会にも積極的に参加し、他市町村の職員との交流を深め、生きた情報を得ることが大切である。

一方、公民館主事は、行政改革等行政施策の実施者の役割と住民の声を公民館運営に反映させるという役割を担っている。行政職員の立場を強くすると管理的になり、住民の信頼を失うことになりかねない。公民館に審議会が置かれていることから分かるように、公民館は民意の代弁者でもある。したがって、公民館主事は行政と住民、地域、団体を結ぶコーディネーターの役割を果たさなくてはならない。

公民館の創成期には、住民が公民館作りに深く関わっていた。そうした意味からも、住民を支え住民に支えられる公民館が必要であり、「住民の存在する公民館」「住民と共生する公民館」を確立することが重要である。

今日の公民館では、住民同士の結び付きを促進する施設として、住民同士がどのように関わっているのか、グループとしていかなる活動を行っているのか、その活動はどこまで広がっているのか、などについて把握し、それらを「豊かな地域をつくる」という目標に発展させることが使命となっている。このことが、「地域に開かれた公民館」ということの現代的意義であり、その時に住民や住民団体を結び付ける「結び目」となることが、現代的課題であり地域課題であると考えられる。

現代の地域課題は、地域に住んでいる住民や住民団体が一致協力し、地域を超えて人や物、情報などの資源を持ち寄ることで初めて解決が可能になる。その意味では、行政もそのネットワークの一員であり、強力な支援者であると考えることが重要である。

このように考えると、これからの公民館には、まず、住民や住民団体と「良い関係」をつくることが求められる。そして、その関係をネットワーク化し、地域が直面している課題の解決に向けて導いていくことが必要であり、その中心に公民館主事が存在しなければならないと考える。

- 
- 1 「住民を支え住民に支えられた公民館」と定義する。
  - 2 小林文人編『これからの公民館—新しい時代への挑戦』国土社、1999年12月
  - 3 「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」社会教育審議会 1971年4月
  - 4 『尾張旭市誌』1971年3月
  - 5 『尾張旭市誌』1971年3月
  - 6 1957年に旭町立公民館として開場し、1970年に尾張旭市の市制施行に伴い尾張旭市公民館となり、1984年に中央公民館となった。尾張旭市教育委員会の公民館管理運営に関する要領（1997年4月）に、中央公民館の事業は「①市全域におよぶ講演会及び講習会等の規模の大きな事業、特殊な設備等を必要とする事業並びに中央公民館で実施することが望ましい事業を行う。②公民館相互の連絡調整をする。」と記されている。
  - 7 尾張旭市教育委員会の公民館管理運営に関する要領（1997年4月）に、地区公民館の事業は「①地域に密着した公民館運営を図り、地域住民の要望に応じた定期講座、講習会講演会等を開催するとともに、コミュニティ作りの推進、余暇活動の充実、同好会等の育成に努める。」と記されている。
  - 8 旭小学校区には公民館の代わりにコミュニティセンター宮浦会館が設置されている。
  - 9 「広報あさひ」第27号 1957年10月
  - 10 「広報あさひ」第27号 1957年10月「臨時休庁のお知らせ 今般公民館落成式並びに町制10周年記念祭礼行儀のため、左記3日間一般事務の臨時休庁を致します。 記 10月14, 15, 16日の3日間」
  - 11 『開校百周年記念 尾張旭市立旭小学校史』1973年10月
  - 12 『渋川・白鳳小学校百年史』1973年10月
  - 13 尾張旭市内に7館が設置されている。使用料は、公民館の減免団体は無料で、他は有料となっている。使用料は貸部屋の大きさにより異なるが、公民館とほぼ同額である。
  - 14 町内会長の管理下にあり、維持管理費は町内会費で賄われている。
  - 15 『尾張旭市誌』1971年3月 P363～364の要約
  - 16 小林文人編『これからの公民館—新しい時代への挑戦』国土社、1999年12月
  - 17 朱膳寺春三著『公民館の原点』全国公民館連合会刊、1985年
  - 18 社会教育法22条
  - 19 朱膳寺宏一論考『基礎から学ぶ公民館』月刊公民館、2005年4月
  - 20 「公民館利用者協議会は、市（教育委員会）が、地区公民館の利用促進及び地域社会の振興を図ることを目的に、地域の各種団体及び定期公民館利用団体等と呼びかけ、その呼応により設置された団体である。」（尾張旭市立公民館利用者協議会設置要綱）
  - 21 市民が優れた文化に接し、また知識と教養を高めるための施設として1981年に建設された。
  - 22 社会教育法 第三章
  - 23 小林文人編『これからの公民館—新しい時代への挑戦』国土社、1999年12月
  - 24 平成17年度に尾張旭市立白鳳公民館の「意見箱」へ寄せられた要望と意見

（研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2006年10月30日付）。